

あなた と 都税

3
月号

2022
(令和4年)
第627号

都税のお問合せについては、
AIチャットボットサービスをご利用ください!



(主税局ホームページ)

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



東京都主税局HPから
バナーをクリック!

今月の特集は
都税の証明書にはどんな種類があるの?



都税の証明書等は、郵送や インターネット(パソコン)から申請できます!

4月当初は固定資産税に係る証明等の申請で、窓口が大変混み合います。
窓口へ行かずに申請できる郵送申請や電子申請をぜひご活用ください。

上野動物園の双子のジャイアントパンダ
(左:シャオシャオ 右:レイレイ 187日齢)
昨年6月の誕生からすくすくと成長しています。
現在、観覧は休止されていますが、上野動物園
のジャイアントパンダ情報サイトにて近況を定
期的に配信しています。

郵送申請

申請様式をダウンロードし、必要書類と合わせて
こちらに送付してください。

〒112-8787

東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター

電子申請

パソコンから東京都主税局ホームページへ
アクセスし留意事項をご確認のうえ

東京共同電子申請・届出サービス

から申請してください。

取り扱う証明や申請に必要なもの、手数料等の詳細は2面3面の特集記事をご確認ください。

都税 証明

検索

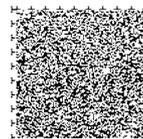
都税の情報発信中!



Twitter アカウント
@tocho_syuzei



Facebook アカウント
東京都主税局



教えて!

タク
ちゃん

特集

都税の証明書には どんな種類があるの？



(証明書が必要なとき)

都税には、納税証明や評価証明など様々な証明書があります。
証明書の種類や取得方法などについてタクちゃんが紹介します！

Q1

都税の証明書ってどんなものがあるの？

ノンちゃん



都税には、いろいろな種類の証明書があるのよね。
どんな証明書が取得できるのか教えて！

タクちゃん



お安い御用だよ！
一覧にするとこんな感じだよ。

証明	納税に 関するもの	納税証明
		自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）
		滞納処分を受けたことのないことの証明
		酒類製造販売の免許申請のための証明
固定資産 (23区)	固定資産	評価証明
		関係（公課）証明
		物件証明
その他	その他	事業開始等申告書提出済証明
閲覧	固定資産 (23区)	固定資産（補充）課税台帳
		土地・家屋名寄帳
		地籍図

Q2

証明書の手数料の計算方法を教えて

ノンちゃん



証明書の発行には手数料がかかるのよね。
計算は複雑なのかしら？

タクちゃん



証明書の種類によって手数料は異なるよ。
いっしょに勉強してみよう！！

主な証明書等の発行手数料

証明書等の種類	手数料の金額	
納税証明	1件1税目につき ^{*1}	400円 ^{*4}
評価証明	1件 ^{*2}	400円
関係（公課）証明	2件目以降1件 ^{*3}	100円
物件証明		
固定資産（補充）課税台帳	区ごと、種類ごとに	300円
土地・家屋名寄帳	区ごと、所有者ごとに	300円

上記以外の証明等については主税局 HP でご確認ください。

- 重要**
- ※1 同一税目についての数年度分の証明は1件と数えます。固定資産税・都市計画税は合わせて1税目と数えます。法人事業税・法人都民税は2税目と数えます。
 - ※2 土地1筆または家屋1棟ごとに、それぞれ1件と数えます。償却資産の場合は、資産の種類ごとに1件と数えます。
 - ※3 1回の申請で同一種類の証明を2件以上申請された場合（資産所有者が同一かつ資産所在地が同一区内の場合のみ）
 - ※4 自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）の発行手数料は無料です。

手数料を計算してみよう！！

納税証明を取得する場合

ケース1

固定資産税・都市計画税、不動産取得税 について申請
 $400円 \times 2税目 \times 1通 = 800円$

※固定資産税・都市計画税は合わせて1税目と数えます。

ケース2

法人事業税・特別法人事業税、法人都民税 について申請
 $400円 \times 2税目 \times 1通 = 800円$

※法人事業税・特別法人事業税は合わせて1税目と数えます。

評価証明を取得する場合

ケース1

Aさん所有

●●区所在

土地2筆、家屋1棟 について申請

土地その1 400円

土地その2 100円

家屋 100円

合計 600円

ケース2

Aさん所有

●●区所在の土地1筆

▲▲区所在の土地2筆 について申請

●●区の土地 400円

▲▲区の土地その1 400円

▲▲区の土地その2 100円

合計 900円

ケース3

Aさん所有

●●区所在の土地1筆

AさんとBさんが共有する

●●区所在の土地2筆 について申請

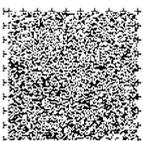
Aさん所有●●区の土地 400円

AさんBさん共有

●●区の土地その1 400円

●●区の土地その2 100円

合計 900円





証明書等を申請する方法

都税事務所等の窓口へお越しいただくほか、以下の申請方法があります。



郵送による申請

●郵送で申請できる証明等の種類

証明

- ・納税証明
- ・23区内の固定資産（土地・家屋）評価証明
- ・23区内の固定資産（土地・家屋）関係（公課）証明
- ・23区内の固定資産（土地・家屋）物件証明
- ・自動車税（種別割）納税証明（継続検査等用）
- ・滞納処分を受けたことのないことの証明
- ・酒類製造販売の免許申請のための証明

閲覧

- ・23区内の土地・家屋（補充）課税台帳
- ・23区内の土地・家屋名寄帳

●申請方法及び申請先

主税局ホームページより申請書をダウンロードし記入後必要書類等を同封のうえ、次の住所へ送付してください。

送付先 〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21
都税証明郵送受付センター

●手数料等の支払い方法

各証明にかかる手数料を計算し、手数料相当の定額小為替を郵便局で購入のうえ、申請書と合わせて送付してください。

●必要書類

- ・各種申請書
 - ・手数料相当の定額小為替
 - ・郵便切手を貼付した返信用封筒*
 - ・その他本人確認書類 等
- 詳細は主税局 HP をご確認ください。
※宛先を記入してください。

都税証明 郵送申請 検索

パソコンによる申請

●電子で申請できる証明の種類

- ・納税証明（車検用納税証明は除きます。）
- ・滞納処分を受けたことのないことの証明
- ・酒類製造販売の免許申請のための証明
- ・23区内の固定資産（土地・家屋）評価証明

●申請できる人

- ・納税義務者本人からのみ受け付けています。
※代理人や相続人等からの申請は受け付けておりません。

●申請方法

- ・「東京共同電子申請・届出サービス」を利用して申請します。

●手数料等の支払い方法

- ・Pay-easy（ペイジー）により、インターネットバンキングまたは金融機関・郵便局のATMでのお支払いになります。

●申請いただいた証明書の送付先

- ・電子証明書の住所または納税通知書の送付先住所などの都税事務所に届け出ている宛先にお送りします。

詳細は主税局 HP でご確認ください。

都税証明 電子申請 検索

●申請から取得までの流れ

1. 事前準備

- 「東京共同電子申請・届出サービス」に申請者情報を登録し ID を取得
- 本人確認に必要なものを準備
 - ・個人の方は
マイナンバーカード、ICカードリーダー
公的個人認証サービス利用者クライアントソフト
 - ・法人の方は
各種電子証明書
ICカードリーダー（ICカード型証明書の場合）
- 電子署名用の署名ツールをダウンロード

2. 申請

- 「東京共同電子申請・届出サービス」にアクセスし、申請

3. 証明発行可否の連絡

- 申請時に登録したメールアドレスへ証明書発行の可否に関する通知が届く

4. 手数料等の支払い

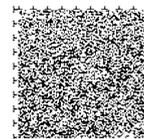
- 「Pay-easy」決済により支払い

5. 証明書の発送



お知らせ

令和4年度分の固定資産（土地・家屋）評価証明等につきましては、
都税証明郵送受付センターへの郵送及び電子で事前申請を受付しています*。
詳細は主税局 HP でご確認ください。*電子の事前申請は、3月14日（月）受付開始です。



暮らしに街に ～ここにも都税がきている～

東京都では、誰もが自分らしく輝くことのできるダイバーシティの実現に向けて、障がいの有無に関わらず、子ども達が安全に遊ぶことができる遊び場の整備に取り組んでいます。

だれもが遊べる児童遊具広場



(都立砧公園)

■だれもが遊べる児童遊具広場とは

障がいの有無や国籍などに関わらず、あらゆる子ども達が一緒に遊べる遊具広場です。互いの違いを理解しあい、支え合いながら遊ぶインクルーシブな遊び場です。

インクルーシブには
“すべてを含む”
という意味があります。

■ガイドラインの作成

だれもが遊べる児童遊具広場のような施設は、まだ整備事例が少ない状況です。そのため、東京都ではだれもが遊べる児童遊具広場を整備するにあたっての整備の考え方や配慮すべき点等をさまざまな事例を通じて紹介するガイドラインを公表しています。

■都内の整備状況

- ・都立砧公園「みんなのひろば」(令和2年3月オープン)
- ・都立府中の森公園「もり公園にじいる広場」(令和3年10月オープン)

お知らせ

自動車の移転・廃車手続きはお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続きが必要です。管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所まで3月末までに手続きをお済ませください。

詳細はこちらから▶

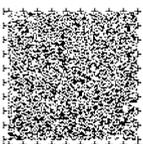


自動車税住所変更届の提出をお忘れなく！

引越しをしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所まで自動車の住所変更登録の手続きが必要です。手続きが遅れますと、自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続きが遅れる場合は、電子申請や電話で納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。

☎ 東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066
(平日9時～17時)



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。
『『未来の東京』戦略』を令和3年3月に策定しました。
都庁総合HP <https://www.metro.tokyo.lg.jp/>からご覧いただけます。



※紙パルプ配合率40%再生紙使用
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

★ご案内

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

令和4年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方は、所有資産が所在する区で課税される土地・家屋の価格などが記載された縦覧帳簿がご覧になれます。

- ・期間：4月1日(金)から6月30日(木)まで(土・日・休日を除く。)
- ・時間：8時30分から17時まで
- ・場所：土地・家屋が所在する区にある都税事務所

※納税通知書は6月1日(水)に発送予定です。

☎ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所



●編集後記

今月の表紙は双子のパンダです。
ころころしてとても可愛らしいですね。
観覧再開が待ち遠しいです。(K)

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(2) 59 令和4年3月1日発行